

日本NGO支援無償資金協力事業の効果検証について

1. 背景

平成14年に日本NGO支援無償資金協力制度が創設されて以降、今年で4年目を迎え、これまでに255案件、総額約36億円の事業実績がある。本件制度の目的は日本NGOによる途上国における経済・社会開発事業実施にあるが、具体的な事業実施を通じ日本NGOの事業形成・実施・管理能力が強化されるという副次的効果も得られる。これまでのところ個々の事業の成果やその後の動向、また、事業実施によって日本NGOの事業形成・実施・管理能力強化がどの程度達成されたかについての検証は行われたことはない。

昨今の歳入歳出の一体改革等の議論を受け、ODA予算がより厳しく削減されることが予想される現在、「日本NGO支援無償資金協力」が事業ベースでどの程度有効に使用されているかについて国民がより大きな関心を寄せることは必定であり、国民の税金を預かり執行する外務省及びNGOは共に受託責任を果たすことが求められている。

平成14年に実施した日本NGO支援無償資金協力が事業終了後3年間を経過したこの時期を捉え、外務省は実績のある全ての在外公館に案件の「事後状況調査」を行うよう訓令を行い、かなりの件数の回答が寄せられている。また、外務省は日本NGO支援無償資金協力実施の手引きを平成18年度適用分より大幅に改訂し、その中で、申請用紙に事業実施によってどのような効果が得られるか、具体的な記載を求めている。

2. 議論の目標

外務省とNGOとの間で次の諸点について議論を行い、日本NGO支援無償資金協力の更に有効な活用方法を模索する。

- (1) 日本NGO支援無償資金協力事業効果の検証方法
- (2) 日本NGO支援無償資金協力実施を通じて得られるNGOの能力強化の検証（NGOは事業実施後、如何にその事業をフォローしているか）
- (3) 成功事例研究
- (4) 「事後状況調査」結果の活用方法
- (5) 更なる制度改善に向けたフィードバックのあり方とその方法

3. 論点

- (1) 事業効果についてのNGOのアカウンタビリティのあり方
 - (2) 事業効果測定における費用対効果概念の導入の是非
 - (3) 贈与契約方式（NGOが独自の創意により案件を形成し実施）の効用とその限界
- （了）